

1 不作為による殺人、中止犯

甲は、交際していたAから、突然、甲の友人である乙と同居している旨告げられて別れ話を持ち出され、裏切られたと感じて激高し、Aに対して殺意を抱くに至った。そこで、甲は、自宅マンションに帰るAを追尾し、A方玄関内において、Aに襲いかかり、あらかじめ用意していた出刃包丁でAの腹部を1回突き刺した。しかし、甲は、Aの出血を見て驚がくするとともに、大変なことをしてしまったと悔悟して、タオルで止血しながら、携帯電話で119番通報をしようとしたが、つながらなかった。刺されたAの悲鳴を聞いて奥の部屋から玄関の様子をうかがっていた乙は、日ごろからAを疎ましく思っていたため、Aが死んでしまった方がよいと考え、玄関に出てきて、気が動転している甲に対し、119番通報をしていないのに、「俺が119番通報をしてやったから、後のことは任せろ。お前は逃げた方がいい。」と強く申し向けた。甲は、乙の言葉を信じ、乙に対し、「くれぐれも、よろしく頼む。」と言って、その場から逃げた。乙は、Aをその場に放置したまま、外に出て行った。Aは、そのまま放置されれば失血死する状況にあったが、その後しばらくして、隣室に居住するBに発見されて救助されたため、命を取り留めた。

甲及び乙の罪責を論ぜよ（特別法違反の点は除く。）。

【旧司平成16年度・第1問】

3 詐欺罪における損害

詐欺行為がなされた場合において、交付された金銭が提供された物の価値と同等であった場合に被欺罔者に損害があったといえるかが争点となる。詐欺罪は個別財産に対する罪であり、物の交付に対して提供された物が相当な価格のものであっても、被欺罔者が得ようとしたものが得られていない場合には交付された物自体が損害であるといえる。

判例（最決昭 34.9.28, 百選II 48 事件）は、欺罔者が一般に市販され容易に入手できる電気アンマ器を入手困難な特殊治療器で高価なもののように偽った事案において、

「価格相当の商品を提供したとしても、事実を告知すれば相手方が金員を交付しない場合において、真実に反する告知をして相手方を誤信させ、金員の交付を受けた場合は詐欺罪が成立する」

としている。

【法務省公表の出題趣旨】

本問は、紳士服販売店の営業担当者が顧客にオーダースーツを販売する旨虚偽の事実を述べてスーツを販売する契約を締結し、その代金名目で相当対価の金銭を受領するとともに、同販売店の倉庫管理者にはチラシの写真撮影用である旨虚偽の事実を述べて同倉庫内に保管されていた既製品のスーツを持ち出し、これを顧客に交付したという事例を素材として、事案を的確に把握し、分析する能力を問うとともに、詐欺罪等の財産犯の成立要件に関する理解と事例への当てはめを問うものである。

甲は、食料品店主Aに対し、「指定した口座に400万円振り込まなければ、商品に毒を入れるぞ。」と電話で脅し、現金の振込先としてB銀行C支店の自己名義の普通預金口座を指定した。やむなくAが2回に分けて現金合計400万円の振込手続を行ったところ、200万円は指定された口座に振り込まれたが、2回目の200万円は、Aの手続ミスにより、同支店に開設され、預金残高が37万円であった乙の普通預金口座に振り込まれてしまった。その直後、乙が30万円を通帳を使って窓口で引き出したところ、なお残高が207万円となっていたので、誤振込みがあったことを知り、更に窓口で100万円を引き出した。乙は、家に戻りその間の事情を妻丙に話したところ、丙は、「私が残りも全部引き出してくる。」と言って同支店に出向き、乙名義の前記口座のキャッシュカードを用い、現金自動支払機で現金107万円を引き出した。

甲、乙及び丙の罪責について、他説に言及しながら自説を論ぜよ。

【旧司平成11年度・第2問】